雑誌スポンサー制度について

うきは市立図書館

「雑誌スポンサー制度」とは

図書館の雑誌カバー及び雑誌架を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進することにより、うきは市立図書館の新たな図書館資料を確保し、市民の図書館利用サービスの向上を図るものです。

そのために、広告主である民間事業者等に雑誌の購入代金を負担していただく制度です。

「雑誌スポンサー制度」の概要

1　スポンサー申出者に、図書館が作成した「提供希望雑誌リスト」から提供雑誌を選択していただきます。リスト以外の雑誌の提供は、教育委員会が図書館資料として適当と判断した場合に認められます。

雑誌は、複数冊選択することが可能です。（選択数に制限はありません。）

2　スポンサーには、雑誌の購入代金を負担していただきます。（雑誌の調達は図書館が行います。）

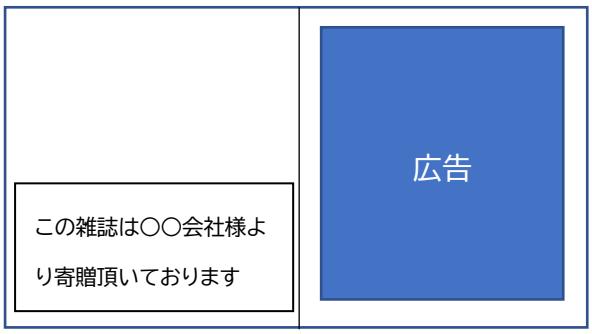
3　ご提供いただいた雑誌の「最新号」のカバー表面と雑誌架に、提供スポンサーの名称を表示し、カバーの裏面にはスポンサーが作成された広告を掲示します。

4　提供いただいた雑誌を図書館の雑誌コーナーに配架して利用に供します。雑誌の配架場所及び位置は、提供を受けた図書館が決定します。

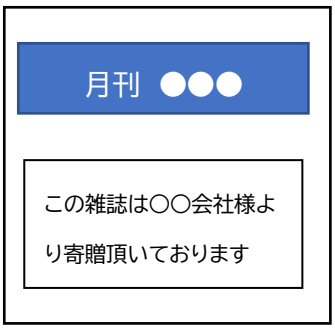
広告のイメージ

（最新号雑誌カバー）

表　　裏



（雑誌架）



1 雑誌カバー表面のスポンサー名と雑誌架の表示は図書館が作成し、雑誌カバー裏面の広告はスポンサーが作成し図書館に提供します。

2 広告の表示の大きさはA4版、A5版、B5版の3種類です。

3 広告の掲載期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間で、年度途中からの掲載は当該年度の3月31日までとします。

雑誌スポンサー及び広告対象

雑誌スポンサーは、個人の事業者・企業・商店・団体等で、個人は除きます。また、うきは市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第3条第2項に該当する者は対象と掲載しません。

広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、うきは市広告掲載要綱に基づき掲載の可否及び表示内容を審査します。

申込み方法

「雑誌スポンサー申込書」(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、うきは市立図書館に電子メール、郵送、ファクシミリ又はご持参ください。

次の添付書類の提出をお願いします。

① 広告図案及び原稿等　② 会社概要等(業種等がわかるもの)

広告の審査・決定

広告内容の確認後可否を決定し、「雑誌スポンサー承諾(不承諾)通知書」(様式第2号)を送付します。

なお、提供先図書館への同一の雑誌に複数の申込みがあった場合は、次の順で選定します。①先着順 ②広告掲載希望期間の長さ(提供希望期間が同じ場合は抽選とします。)

また、次年度以降の継続は可能です。

雑誌購入代金の支払い方法

ご提供していただく雑誌代金の支払は、うきは市が指定する納入業者に直接お支払いいただきます。

・支払いは、一括先払いとします。ただし、納入業者が了承した場合は、これ以外の方法での支払いも可とします。

・振込手数料は、スポンサーのご負担となります。

・提供される雑誌が休刊等した場合は、すでに支払われた雑誌代金は、納入業者との間で過不足額を精算することとします。

広告内容の変更・雑誌提供の中止

雑誌スポンサーが、広告内容を変更される場合は「広告内容の変更届」(様式第3号)を提出してください。また、雑誌スポンサーが、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の2月前までに、「雑誌の提供中止届」(様式第4号)を提出してください。(次年度以降の提供中止を希望される場合も必ずご提出ください。)

申込み及び問合せ先

うきは市立図書館
〒839－1497 うきは市浮羽町朝田582番地1
電話 0943－77－3050　FAX 0943－77－3220
Email　toshokan@city.ukiha.lg.jp